

平成 30 年

総務産経常任委員会会議録

平成30年12月11日

田上町議会

平成30年第6回定例会
総務産経常任委員会会議録

- 1 場 所 第1委員会室
- 2 開 会 平成30年12月11日 午前8時56分
- 3 出席委員
- | | | | |
|----|-------|-----|-------|
| 1番 | 高取正人君 | 8番 | 熊倉正治君 |
| 2番 | 藤田直一君 | 11番 | 池井豊君 |
| 4番 | 渡邊勝・君 | 12番 | 関根一義君 |
| 6番 | 椿一春君 | | |
- 4 欠席委員
なし
- 5 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の氏名
- | | | | |
|------|------|--------|------|
| 町 長 | 佐野恒雄 | 地域整備課長 | 土田 覚 |
| 総務課長 | 吉澤深雪 | 産業振興課長 | 佐藤 正 |
- 6 職務のため出席した者の氏名
- | | |
|--------|------|
| 議会事務局長 | 小林 亨 |
| 書 記 | 中野祥子 |
- 7 傍聴人
- 三條新聞社 議会議員 高橋秀昌 議会議員 中野和美
議会議員 小嶋謙一
- 8 本日の会議に付した事件
- 議案第52号 議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
- 議案第53号 特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について
- 議案第54号 田上町職員の給与に関する条例の一部改正について
- 議案第55号 田上町道路線の認定について
- 議案第56号 田上町道路線の変更について
- 議案第57号 平成30年度田上町一般会計補正予算（第7号）議定について中
第1表 歳 入
第1表 歳出の内

- 1 款 議会費
- 2 款 総務費（1 項、5 項）
- 6 款 農林水産業費
- 7 款 商工費
- 8 款 土木費
- 9 款 消防費

第2表 地方債補正

- 議案第58号 同年度田上町下水道事業特別会計補正予算（第3号）議定について
- 議案第63号 同年度田上町水道事業会計補正予算（第2号）議定について
- 請願第2号 核兵器禁止条約への調印を求める意見書提出に関する請願について

午前8時56分 開 会

総務産経常任委員長（高取正人君） 時間前ではございますが、皆様おそろいのようなので、総務産経常任委員会付託案件審査を始めたいと思います。

久々に二、三日ちょっと冷え込んでいまして、10月の30、31日と視察に行ってきたので、そのころに妙高がちょうど白く冠雪をしていまして、例年どおりかなと思っていたら、帰ってきたら守門岳が白くて、11月の半ば、今度は1カ月ぐらい早く粟ヶ岳が白くなったので、これは11月中にもう雪が降るのではないかと思っていたのですが、平年並みの雪になりました。これから雪の季節になりますので、除雪とか消雪対策の関連について気をつけていかなければとは思いますが、なるべく少雪を祈りたいと思います。

では、町長の挨拶をお願いします。

町長（佐野恒雄君） それでは、改めまして、おはようございます。

今日は、総務産経常任委員会ということで、大変ご苦労さまでございます。委員長さんのほうからお話がありましたように、けさ大分冷え込みました。一部ではちょっと凍っていたところもあったようです。今回の寒気団で報道によれば東北のほうはもう優に1メートルを超えているというふうなニュースが流れておりますが、田上はこういうような感じで今日もまだ青空がのぞくような季節で大変ありがたいなと思っております。

今日は、現場視察等も含めまして大変多くの議案が付託されております。ご審議のほうひとつよろしくお願いを申し上げて挨拶いたします。

以上であります。

総務産経常任委員長（高取正人君） 傍聴人の報告をします。

高橋議員、小嶋議員、中野議員から傍聴の申し出がありました。あと三條新聞社様から傍聴の申し出がありましたので、これを許可してあります。

では、お手元に配付の日程のとおり、本会議に付託されました案件について、議案第52号 議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、議案第53号 特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について、議案第54号 田上町職員の給与に関する条例の一部改正について、議案第55号 田上町道路線の認定について、議案第56号 田上町道路線の変更について、議案第57号 平成30年度田上町一般会計補正予算（第7号）議定についての中第1表、歳入、第1表、歳出のうち1款議会費、2款総務費、1項、5項、6款農林水産業費、7款商工費、8款土木費、9款消防費、第2表、地方債補正、議案第58号 同年度田上町下水道事業特別会計補正予算（第3号）議定について、議案第63号 同年度田上町水道事業会計補正予算（第2号）議定について及び請願第2号 核兵器禁止条約への調印を求める意見書提出に関する請願について審議をしたいと思います。

最初に、議案第55号、56号、町道認定と町道の変更について説明を求めます。

現場に行く都合上、この関係を早く審議したいと思いますですが、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

総務産経常任委員長（高取正人君） では、執行側の説明を求めます。

地域整備課長（土田 覚君） 改めまして、おはようございます。

私のほうから議案第55号と56号のほう説明させていただきます。議案が12ページになります。町道路線、田上町道路線の認定につきましては、田上町大字田上地内の国道403号線バイパス工事に伴いまして新潟県から譲与を受けましたバイパスの側道であります町道中店・西17号、山田・西5号及び山田・西6号線の3路線のほかバイパスの工事によりまして分断されました既存の路線を中店・西11号線から中店、西16号線までの6路線として改めて認定をお願いするものでございます。

12ページからになります。整理番号1215番から1220番までが改めて路線名を付して認定をお願いするものでございますし、1221番から23番までにつきましては、新潟県のバイパス工事によりまして譲与をいただいた側道部分を新たに認定をお願い

するものでございます。総延長が今回9路線でございまして、今回の認定によりまして3,704.3メートルの認定をお願いするものでございます。

次に、議案第56号でございまして、田上町道路線の変更につきましては、これも同じく国道403号線バイパス工事に伴いまして、町道富士見4号線ほか6路線について、その路線の終点等の変更をお願いするものでございます。13ページからになります。全て延長が少なくなっているということですが、1012番だけが192.2メートルだけ延長が延びるものでございます。現場をご案内しますが、よろしく申し上げます。

それで、どうやって皆さんに説明しようかなということでもちょっとすごく考えてきましたが、今日お手元のほうに資料をお配りさせていただきましたが、これをこのようにバイパスのところのところ折っていただいて、これを13ページの次の裏の変更路線にこのような形でくっつけるとすごくわかりがいいのかななどと思って、すごく考えに考えたあげくこういうふうにくっつけて見ていただくと大体イメージが湧くのかななどというふうに思っています。現地のほうもご案内します。

それから、最後になりますが、変更につきましては総延長につきまして2,772.5メートルということの延長減になります。したがって、認定の3,704.3メートルでございまして、合計で931.8メートルの路線延長の増になります。田上町全体で243キロと96.3メートルがしたがって931.8メートルふえますので、田上町全体で244キロ、28.1メートルになるものでございまして、931.8メートルふえたことによりまして、その交付税の影響額でございまして、ざっくりとですが、50万円ほどふえるということになります。

以上で私の説明は終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願ひしたいと思ひます。

総務産経常任委員長（高取正人君） では、質問等ありますでしょうか。

（なしの声あり）

総務産経常任委員長（高取正人君） なければ、ちょっと1回現地のほうへ見に行きたいと思ひますので、執行側の方はこのまま休憩をお願いします。

午前9時05分 休憩

午前9時50分 再開

総務産経常任委員長（高取正人君） それでは、休憩前に引き続き、議案第55号、56号、田上町道路線の認定と変更について質疑のある方ご発言をお願いします。

しばらくにしてありませんので、議案第55号、56号に対する質疑は終了します。
続きまして、議案第52号から53号、54号を議題とします。

執行側の説明を求めます。

総務課長（吉澤深雪君） 改めて、おはようございます。

それでは、ただいま議題となっております議案第52号 議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、議案書の2ページからになりますが、及び4ページの議案第53号 特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について、それから6ページの議案第54号 田上町職員の給与に関する条例の一部改正についてを説明申し上げます。

議案第52号、53号については、議会議員の報酬及び議案第53号は特別職、町三役の職員の給与に関する条例の一部改正でありまして、これについては国の給与改定に準じまして特別職の期末手当の支給月数を0.05カ月引き上げるものでありますが、内容については議案書と一緒に配付してあります参考資料をお開きいただきたいのですが、参考資料、議案第52号から54号、参考資料というものを、こちらのほうではありますが、お出しいただきたいと思っております。給与改定の内容ということでありまして、まず議案第52号、53号については、特別職の関係ではありますが、この給与改定の内容の2番の勤勉手当の支給月数の引き上げも、そして（2）番、特別職期末手当、3.25月から3.3月、年間で0.05月分引き上げというものが内容となっております。平成30年度は、期末手当の12月支給分を（現行）、1.675月を1.725月に、年間で計現行3.25月を3.3月にするものでありますし、31年度以降はそれぞれの期末手当を6月、12月ともに1.65月に改正したいというような内容であります。

それから、議案第54号 田上町職員の給与に関する条例の一部改正については、県の人事委員会の勧告及び国の人事院勧告に伴いまして、一般職の給料を平均で0.2%、勤勉手当の支給月数を0.05カ月引き上げたいというようなものであります。参考資料に書いてあるとおりであります。給料表の1番、給料表の改定ということで、初任給、若年層を重点的に引き上げということであります。初任給は1,500円の引き上げ、若年層としましては1,000円程度引き上げ、その他は月額400円の引き上げであります。2番、勤勉手当の支給月数引き上げということで、（1）番、一般職であります。期末、勤勉合わせまして年間4.4月分を4.45月に0.05月分引き上げたいということであります。30年度は、勤勉手当の12月支給分を（現行）、0.90月分を0.95月に、計現行1.8を1.85にいたしたいというものでありますし、31年度以降については勤勉手当を6月、12月それぞれ0.925月に引き上げるとともに、期末手当も

6月、12月をそれぞれ均等に配分したいというような内容であります。それ以外にこの一般職町職員の給与に関する条例については、下にあります3番、宿日直手当、現在は実施しておりませんが、その改定、通常の宿日直勤務を4,200円から4,400円に引き上げたいというようなものであります。

説明については以上になります。

総務産経常任委員長（高取正人君） 執行側の説明が終わりました。

この件について質疑のある方のご発言を願います。

2番（藤田直一君） 今回のこの引き上げについてであります。先般も一般質問にもちょっと意見がありましたけれども、本当に私は引き上げについて反対するわけではありませんが、しかしながらこの前の町の財政計画を見た中で、決して財政が順風満帆で上がっていくような状態ではないというものとそれから民間の給与が今こういう決して上がらない、下がっている状況の中で、本当に上げていいのだろうかという気持ちがあります。ましてや人事院勧告の指示だから上げるのだというそういう説明、本当に町民の皆様へ上げますよということをどうやって説明をしていくのだということにやっぱりかかると思うのです。ですから、上げるに当たっても、その辺をよく説明をしなければならぬし、また財政が苦しいのだ、苦しいのだという中でそれだけが余りにも突出して出ていくような感じでは、やっぱり私はまずいのではないかなと思います。ですから、町長がどのようにお考えになるかお聞きしたいのは、要は今後にわたってやっぱりその引き上げもいろいろな面で引き上げることもあるだろうし、いや、引き上げないこともあるだろう。やっぱり財政再建に向けてというそういうお考えも町長のお考えの中にあるのかな。その辺もお聞きした中で方針は私は出していきたいなと思います。生活給だというのはわかりますが、いろいろとやっぱり町民の考えもあるので、私はあえて今回上げることが最良とは思いません。ですから、その辺も踏まえて執行側のお考えをもお聞きしたいなというふうに思っております。

総務課長（吉澤深雪君） 人事院勧告自体、県の人事委員会もそうありますが、それは公務員に対しての民間との給与差を調査した結果ということでもありますので、町としてもこれ人事院勧告あるいは県の人事委員会の意見を尊重して改定していきたいということでもあります。

以上であります。

2番（藤田直一君） 私は、民間との給与差が人事院勧告の勧告とどこを基準にしての給与差かわかりませんが、今私らはこの田上町の町政についての運営を将来にわた

ってやっぱり考えるわけですから、この田上町の一般、町民の皆様の給与と人事院が言っているその差などというものは、私は全然感覚が違うと思うのです。人事院が恐らく給与の民間との差というものは、恐らく日本のトップ企業の給与と人事院勧告とのあの辺のデータをもとに出ているのではないかなと思うので、基本的には町の一般ここにおられる1万1,000人という規模の皆さん方の所得の水準というものは、決して私は人事院勧告から見たら雲泥の差があると思うのです。そういう中でも地方公務員の給与の新潟県における順番は、この前どなたさんか言っていましたけれども、24番だと。データ上そう出ています。地方公務員の給与、年収も例えば低くても四百何十万円から高い人で600万円、700万円とかという一般の水準も出ております。ですから、そういう中には総務課長が言われるように、あくまでも人事院勧告の差額の補填だというような話で行くと、どうもこの田上町においてはそれはちょっと次元が違うのではないかなというように私は感じがとられるのですが、その辺いかがでしょうか。

町長（佐野恒雄君） このいわゆる給与改定につきまして、本会議のときにもちょこっと高橋議員の質疑に対してちょっとご答弁させてもらったのですが、実際のといいますか、いろんな今回のいわゆる人事院勧告、民間と要するに行政のいわゆる格差、そういうものの中で出てきたのだろうと私思いますけれども、いわゆる一般職について私申し上げますと、これから田上町が非常に大きなこれから事業に取り組んで、いわゆるこの31年、31年、また31年度というふうな捉え方の中で、大きないわゆる事業にこれから取り組んでまいります。そういう中で、非常に限られた人数の中でこれからの町のいわゆるまちづくりという中で、非常に大きな事業をこれから取り組んでいかなければならない。やはり確かにいわゆる民間とのそういうデータをもとにということ、これももちろん大事なんでしょうけれども、やはり町民の方々がいわゆる町の職員一生懸命頑張っているなど、いや、またこれからもっと頑張ってもらわなければだめだなど、いわゆるそういう捉え方もこれ大事なのではないかなというふうに私思います。さっぱり何か本当に仕事していないのではないかなというふうな捉え方であればあれでしょうし、そうではなくて、本当にこれからの新しいまちづくりに向けて本当にいわゆるこれから事業をやっていかななくてはならない。限られた人数の中であれだけの事業をやっていかななくてはならない。そういう中でひとつ頑張ってもらわなければならぬのだなというふうなそういういわゆるデータとはまた別のそういう捉え方も私は一般職に対しては必要ではないかなと、こんなふうに実は思います。

以上であります。

2番（藤田直一君） いや、町長の言うとおりでございます。町民の皆さんの目線というものは、やはり本当にしっかりと議員もひっくるめて、特別職もひっくるめて、それから職員の皆さんも含めて、本当によくやっているのだという評価が出れば、それはそれにこしたことはないというふうに思います。ですから、やっぱり町職員も議会も特別職も一体となって本当にこの町政にしっかりと取り組んでいるのだというその理解をやっぱりしてもらわなければ私はならないというふうには思いますが、一般職の皆さんも一生懸命やっておられるでしょう。私らも本当そうなのです。上げていただけるものは本当にうれしい話なのですけれども、でもこの前の、もう一度言いますが、いろんな財政を見た中では、別にもう少し検討して様子を見るのも私は一案ではないかなというふうに考える一人であります。ぜひその辺を町長のお考え、概要こうだよというのであればそれはそれでまたしようがないのかなと思いますが、その辺のご判断も入れた中でぜひご判断をしていただければなというふうに思っております。職員の皆さんが一生懸命やっていないから上げてはだめなのだということではないのです。今やっているのも十分わかりますが、そういうことをご理解して私の意見といたします。

11番（池井 豊君） 提案の時期というか手続上のことでちょっと質問します。

人事院勧告がいつごろあって、県の人事委員会からの通達はいつごろあって、要は現状としては期末手当支払われて、これでまた可決されると追加分を支払われる。要は二度手間になっているわけです。ですよね。そうだよ。たしか給与明細12月10日というものに載ってきて、そしてこれから可決された分、不足分をまたいつになるのだったか、載ってくる形になりますよね。二度手間になっていると思うのですけれども、これをいわば9月定例会とかそのまた途中での臨時会で採決して二度手間にならずに済むような日程的な調整というものはできないのかどうか、ちょっとそこら辺お聞かせください。

総務課長（吉澤深雪君） まず、人事院勧告については、たしか勧告は8月ころかなと思っております。人事委員会の勧告は、10月くらいかな。

（10月になるのかなの声あり）

総務課長（吉澤深雪君） 10月ですね。国なり県からの方針なり通達ですかでは、人事院勧告の閣議決定を受けてから法案が通ってからそれぞれ上程しなさいということになっていますから、それよりも前に上程することはちょっと考えられないというようなことでありますので、それを受けてからの今回の提案ということになります。

二度手間というような話ではありますが、あくまでもこれ条例改正なり、その後の補正予算の関係を議決された後の処理になるものでありますから、それを受けてからの話で、今考えているものは議決をいただければ来年の1月の給料に合わせて差額分をそれぞれ支給したいというふうには今のところは考えております。

(1月分に入れるんだっけの声あり)

総務課長(吉澤深雪君) 1月分に合わせて支給をすれば手間が一緒ということで考えております。

以上であります。

(わかりましたの声あり)

総務産経常任委員長(高取正人君) ほかにありませんでしょうか。

しばらくにしてないようですので、議案第52号、53号、54号の質疑は終了します。

続きまして、議案第57号、58号、63号を一括議題とします。

最初に、議案第57号の説明を求めます。

総務課長(吉澤深雪君) 議案書の15ページをお開きください。議案第57号 平成30年度田上町一般会計補正予算(第7号)であります。

第1条として、歳入歳出それぞれ3億4,140万4,000円を追加し、総額をそれぞれ54億2,566万円とするというものであります。

主な内容としましては、今条例改正でお話ししました特別職あるいは町一般職の給与の改定に係る、給与の関係に伴う関係の経費。それと、小・中学校の学校3校のエアコン設置に向けた工事費が大きな内容となっております。

ちょっとページを行きまして、順番逆になりますが、19ページをお開きください。第2表、地方債補正ということで、起債の目的、追加ということでありますが、学校教育施設等整備事業債ということで2億230万円ということで、学校のエアコンに伴う補助裏債あるいは単独分も含めて借り入れ限度額ということでそれぞれ提案をさせていただきます。これは、起債の追加ということであります。

22ページ、第1表2の歳入ということでありまして、まず歳入それぞれ説明しますが、10款地方交付税、1項1目地方交付税ということで、補正額8,520万9,000円の追加であります。それは、普通交付税の決定に伴い差額分を今回追加させていただきます。

それから、その下の12款分担金及び負担金、1項1目1節民生費負担金であります。48万8,000円の追加。老人ホーム、養護老人ホームに1人入所者が追加ということでありますので、その関係の負担金を上げさせていただいております。

その下の14款国庫支出金になりますが、1項1目民生費国庫負担金であります、3万9,000円の追加。これは、保険基盤安定の決定に伴い追加となるものであります。

その下の2項国庫補助金、5目教育費国庫補助金であります、補正額2,777万2,000円であります。補正予算を予定している時点でかたいところということで、とりあえず普通教室分のみの国庫補助ということで計算をしてあります。普通教室ということで、小学校、中学校合わせまして国の基準としては基準額は1平方メートル2万3,200円、2万3,200円の単価で3校合わせますと3,578.5平方メートルというような計算でこれは計算しております。その国の補助率3分の1ということで、小学校については1,865万6,000円、中学校については901万7,000円を見込んであります。その後内示が先日ありまして、報告させていただきましたが、4,911万2,000円ということであります。これは、4,911万2,000円の内示ありましたが、要望した普通教室と特別教室がおおむね全て認められたというようなことであります。要望はしたのですが、このうち普通教室については全ての教室を要望した関係で、実はそれほど利用もされない教室も見込んで含んであるものでありますから、全て内示を受けたのですが、これを整備するとちょうど国の示している基準額というものは、実際の工事単価の半分ぐらいしか見ていないものですから、どうしても町の持ち出しが増えるということもありますので、今教育委員会のほうで内示は受けたのですが、どこまでやるかというのを今整理している段階でありますので、必要最小限の工事にとどめたいということでもあります。その辺ありますが、とりあえず今の補正、今回の補正は、普通教室ということで、また実際にかかる工事費等を今精査しております、その関係でまたこれからちょっと流動的なのであります、ちょっと予算上これをお願いして工事の発注等方針が固まり次第発注なりの準備に取りかかりたいと。できるだけ早く整備したいという考えでありますので、お願いしたいと思います。

それから、2項の国庫補助金、23ページになりますが、4節幼稚園費補助金9万9,000円ということで、幼稚園就園奨励費ということで追加が見込める関係で計上してあります。

それと、15款県支出金であります、1項県負担金、民生費県負担金2万1,000円の減額であります、これは保険基盤の安定の決定に伴う減額であります。

15款、その下の県補助金の4目農林水産業費の県補助金335万円ではありますが、説明欄にあります、経営所得安定対策取組円滑化の減額。これについては、補助メニューの変更に伴いこれを減額しまして、あと需要に応じた米生産取組支援という

ものを追加。それから、機構集積協力金交付事業については335万円の追加であります。これについては、離農あるいは集積に伴う県の補助金ということで、交付金事業ということでこれを10分の10受け入れてそっくりご本人のほうに交付するというような形であります。

それから、その下の18款繰入金、1項特別会計繰入金、1目国民健康保険特別会計繰入金95万7,000円の追加であります。それは平成29年度の事務費の確定に伴い国保会計から返還をしていただくという内容であります。

ページめくりまして24ページになりますが、18款の2項基金繰入金ということで、1目財政調整基金繰入金ということで2,131万円の追加、財源不足額に伴う基金からの取り崩しということであります。

それから、21款町債については、6目教育債ということで2億230万円です。これは、学校のエアコンに伴う学校教育施設等整備事業債ということで2億230万円なのであります。この時点でちょっとまだわからなかった関係で工事費の補助裏ということで5,520万円を見込んでおります。5,520万円なのであります。そのほかは一般単独債ということで、全くのただの借金になりますが、1億4,710万円ということで見込んでおります。ただ、これをそっくり借り入れということは、なかなか今後の財政計画を考えると財政的に苦しくなる関係ですから、工事の変更等に係る経費等を見ながら今後精査していきたいという考えであります。

歳入については以上であります。

続いて、歳出。

議会事務局長（小林 亨君） それでは、歳出になりますが、25ページのほうをごらんいただきたいと思っております。1款1項1目の議会費でございますが、7万2,000円の追加をお願いするものでございます。内容といたしましては、先ほど条例の一部改正のところの説明がございました職員の給与改定に伴うものでございます。なお、議員の期末手当が補正予算に入っておりませんが、ご心配されている議員さんもおられるかと思っておりますけれども、当初予算のほうに残がございまして、今回の必要額以上の残があるということで今回補正しておりませんので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

総務課長（吉澤深雪君） 続いて、2款総務費、1項1目一般管理費であります。63万4,000円です。一般管理費の2節、3節、4節についてはそれぞれ給与改定に伴う関係などでございます。

それから、26ページになりますが、3目財産管理費であります、説明欄に庁舎管理その他事業ということで修繕料、役場庁舎の施設修理ということで不足が今後見込まれるために追加をお願いしたいということであります。主に蛍光灯なり照明関係なりがまだこれから出てくる見込みがある関係でお願いしたいということであります。7目企画費であります、80万円であります。説明欄で8節報償費、ふるさと応援寄附金の記念品ということで追加分ということであります。これは、平成29年度なりでまだ湯田上温泉旅館なりあるいは湯田上カントリークラブの利用券がこれからまだ今後出てくる可能性がある関係で当初見ていたよりも不足する関係で追加をお願いしたいという関係であります。10目少子化・定住対策費ということで補正額が70万円追加をお願いするものであります。説明欄であります、新婚・子育て世帯向け個人住宅取得資金利子補給金ということで70万円をお願いしたいこととあります。1人当たりの上限が10万円でありますので、7人分を今回追加をお願いしたいということであります。当初見ていたよりも住宅取得が多くこれから見込める関係で7人分プラスの追加をお願いしたいということであります。

それから、ちょっと飛びますが、27ページの下の段になりますが、5項統計調査費、1目統計調査総務費で3万5,000円の追加であります、これは職員の給与改定に伴う関係の増額をお願いするものであります。

産業振興課長（佐藤 正君） それでは、30ページのほうをお願いしたいと思います。

6款農林水産業費、1項農業費、1目農業委員会費につきましては、既定額2,498万1,000円のところ、13万8,000円の補正をお願いするものであります。内容につきましては、職員の給与改定に伴います職員2人分の給与、手当等の増によるものでございます。続きまして、次は3目の農業振興費であります。これにつきましては、72万円の補正をお願いするものであります。内容につきましては、今ほど説明申し上げました農業委員会の関係経費と同様に給与改定に伴うものとそれから職員の時間外勤務手当でございます。業務多忙によりましてやむを得ず不足する補填のためこのたび補正をお願いするものであります。続きまして、下、4目の水田農業構造改革対策事業費につきましては、355万円の補正をお願いするもので、内容につきましては右の説明欄ごらんいただきたいと思います。ここにつきましては、水田農業構造改革対策事業、19節負担金補助及び交付金355万円につきましては、離農や農業の経営転換によりまして地域の中心となる経営体の農業集積に協力する農業者7名へ10アール当たり2万5,000円の交付、全体面積でいきますと1,340アールになりますが、離農者に対しまして県から10分の10の補助金をいただきまして交付が行われる

ものであります。その下、需要に応じた米生産取組支援事業の補助金につきましては、農業者に主食用米の生産目標の提示、それから需給情報を提供しまして県単事業により取り組みを行うため、それらの業務を行います田上町農業再生協議会に対して補助を行うというものでございます。続きまして、一番下の6目の農地費になります。19節負担金補助及び交付金であります。こちらにつきましては26万9,000円の補正をお願いするものであります。この負担金につきましては、新津郷の排水機の維持管理負担金ということで、この負担金につきましては前年度の実績見込みを参考に負担金が算定されますが、新津郷土地改良区より連絡がありまして、新津郷排水機場の大秋、それから覚路津の排水機場の修繕料を含めた維持管理費が不足する見込みということで連絡をいただきまして、不足分をやむを得ず補正をお願いするものであります。参考までに負担金の負担割合でございますが、新潟市秋葉区が全体の64.5%、田上町につきましては3.1%、新津郷土地改良区が32.4%の負担金の内訳となっております。田上の受益につきましては、285ヘクタールということになっております。

続きまして、32ページをお開きいただきたいと思います。7款商工費、1項商工費、1目商工総務費につきましては、30万4,000円の補正をお願いするものであります。内容につきましては、職員の給与改定に伴う職員3人分の給与等に係るものでございます。

私からは以上であります。

地域整備課長（土田 覚君） 続きまして、8款土木費、1項道路橋梁費、1目の道路橋梁総務費でございますが、238万2,000円の追加補正をお願いするものでございます。2、3、4節につきましては、職員6人分の給与改定に伴う補正でございます。13節の委託料200万円につきましては、先ほどの議案第55号、56号でお願いしました町道の道路認定、変更につきまして道路台帳整備の作成委託料に係る費用の200万円の追加をお願いするものでございます。

以上です。

総務課長（吉澤深雪君） 33ページになりますが、9款消防費、1項4目防災費ということで、補正額15万円の追加をお願いするものであります。説明欄にあります。防災対策ということで時間外勤務手当15万円を追加お願いするものであります。これについては、今9月の台風の関係等の対応で全てこの時間外勤務手当が不足というかなくなっておりますので、今後の大雪、停電等を含めたそういうものとしてもありましたので、大雪等の影響を加味し今後に備えていきたいということでありま

す。

以上で議案第57号の説明を終わります。

総務産経常任委員長（高取正人君） 引き続きまして、議案第58号と63号をお願いします。

地域整備課長（土田 覚君） お願いします。

議案第58号 同年度田上町下水道事業特別会計補正予算（第3号）をお願いします。ページが42ページからになります。よろしいでしょうか。

同年度田上町下水道事業特別会計補正予算（第3号）につきましては、歳入歳出それぞれ44万6,000円を追加するものでございます。それでは、説明します。

ページが47ページお開き願います。歳入でございますが、5款1項1目の繰越金で44万6,000円の補正をお願いするものでございます。

次に、1ページおはぐりください。48ページになります。歳出でございますが、1款1項1目の一般管理費でございますが、補正額13万9,000円の追加をお願いするものでございます。これについては、職員の給与改定に伴う補正でございます。

次に、2款1項1目の下水道事業費でございますが、30万7,000円の追加をお願いするものでございます。これにつきましても同様でございます。2、3、4節につきましては職員の給与改定に伴うものでございます。また、9節でございますが、旅費につきましては予算の不足が生じるため13万円の追加をお願いするものでございます。

以上で下水道事業の議案第58号の説明を終わらせていただきます。

次に、議案第63号お願いします。ページが88ページになります。議案第63号 同年度田上町水道事業会計補正予算（第2号）議定につきましては、収益的支出の予定額に6万9,000円の追加を、資本的支出の予定額に2万5,000円の追加をお願いするものでございます。

それでは、説明します。1ページお戻りください。90ページになります。収益的支出でございます。支出、1款1項1目の原浄水及び配給水費でございますが、補正額3万5,000円の追加をお願いするものでございます。2目の総係費につきましても3万4,000円の追加をお願いするものでございます。これにつきましては、職員の給与改定に伴う補正でございますので、よろしく願います。

次に、資本的支出でございますが、1款1項10目の事務費でございますが、補正額2万5,000円の追加をお願いするものでございます。これにつきましても、職員の給与改定に伴う追加でございますので、よろしく願います。

以上でございます。

総務産経常任委員長（高取正人君） 執行側の説明が終わりました。

この件に関して質疑のある方のご発言を求めます。

4番（渡邊勝・君） まず、3校の空調設備についてでございますけれども、10月23日開催されました田上町の臨時議会で全会一致で可決されたわけでございますけれども、一応そのときに今年中、12月中に発注ということで話があったわけでございますけれども、そこらについてと一応エアコンの台数の関係、若干減って90を割ったわけでございます。三条市の場合は、エアコンの台数が足りないということで、もう来年度、暮れと最後終わるのが来年の暮れというような状態で進んでいるようですけれども、そこらに対するお話を聞きたいと思います。

もう一点ですけれども、33ページ、消防費の関係で防災対策事業ということで15万円のっておりますけれども、この内容は一応わかりましたけれども、この15万円に関する時間的にはどのくらいの時間なのかお聞かせください。

以上です。

総務課長（吉澤深雪君） まず、学校のエアコン12月中ということではないです。まず、12月に工事費の補正予算をお願いしたいということで話をさせていただきました。予算を議決いただいた後に入札に向けて準備していきたいということでありますので、今考えているものは制限つき一般競争入札等を考えておりますから、そこでまず入札を行うための公告というものを先行して、実際にその入札を行うまでには2カ月ぐらいの期間を要するかなというふうに考えています。それは、入札参加者の希望なりをまず希望をとった上で審査するという手間暇の関係がありますし、設計書の内容を見た上での質問等にも答える必要があるものですから、入札をするまで2カ月程度は時間を要するかなというふうに考えております。

続いて、後半の意味がちょっとわからなかったもので。

（33ページの件ですの声あり）

総務課長（吉澤深雪君） 時間外については、防災費については60時間を見ております。

以上であります。

4番（渡邊勝・君） 今ほどお話があったわけでございますけれども、10月の時点では、10月の時点ですよ、発注してから半年かかると、工事が。発注してから工事が半年かかると。その話は皆さん聞いているかと思えます。その中において、今入札のほうは2カ月と言いましたけれども、そういうことであれば、もう夏までには間に合わないということではないのでしょうか。言っていることわかりますか。エアコン

決まって発注すると。発注してから工事が終わるのが6カ月かかると。例えば来年の2月になった場合もう来年の8月のことになるのではないですか。そうすれば、もう夏、暑い夏に入ります。今まで皆さん一生懸命仕事してくれたのだけれども、それでは結局最初の夏までには必ず取りつけるという言葉がなくなるのではないのでしょうか。

総務課長（吉澤深雪君） 夏までには必ずとは、そういう約束ではなくて、頑張りますというか努力しますと、そういう答弁しかしていないと思います。教育委員会も言っていますが、まずは完了は完了なのですが、なるべく児童・生徒が快適に過ごせるように普通教室なりそちらを優先的に、全てを終わらせるのではなくて、なるべく使えるところをまず学校と相談した上で工事を進めていきたいというふうに回答しておりますので、なるべく快適な学校教育環境を整えていきたいということで考えています。

以上です。

4番（渡邊勝・君） 今ほど話があったわけですがけれども、やはりせめて一般教室だけでも最低というような状態で夏に入る前まではやっぱりやっていただければやはり町民の方が納得しないかと思しますので、そこらあたりよろしくお願いします。

2番（藤田直一君） 私この32ページの委託料200万円の件なのですが、委託料200万円、これこの土木費ばかりではなくて、総務費に総務の中にも今までいろんな予算を見させてもらいますと、委託料というものが大変多くあるのです。ここは200万円ですがけれども、場合によっては1,000万円級からの委託料がずっとあるのですけれども、その委託料というものは元来随契で委託していくのか、それとも入札をかけて委託するのか、まず基本的には入札で委託をして発注していくのか、それともあれはもう随契発注しているのか、その辺ちょっとお考えを聞かせてもらいたいですけれども。

総務課長（吉澤深雪君） 契約については、基本的な考え方はまずは入札であります。ただ、その契約の内容、それぞれの時によって、場合によっては入札に適さないもの等ありましたら随意契約というようなことでそれぞれ対応しているところであります。個々にまたみんなそれぞれ違うものでありますから、一概には言えないということでもあります。

2番（藤田直一君） では、入札するには、入札最低この金額は入札、これ以下は随契だというそういう規定があると思うのです。今言う私が何を心配するかというのは、要は入札をやる意味とそれから随契やる意味はそれはいろいろあると思うのですけ

れども、やっぱり少しでも経費をかけずに、少しでも予算を少なくしながら最大効果の仕事をしていこうというからには、ある程度の入札行為で予算をある程度やっぱり絞って行ってその余った予算を年間何でこれを、こういう予算もしなければならぬ、こういう陳情もある。大小ある中で、やはりある程度の締めつけという表現がいいのかなとかいろいろわかりませんが、ある程度やっぱり競争原理をやりながら想定したやらなければならない工事に少しでも回していったこの骨組みを作っていく、そういう考えも私は発注の中には必要だと思うのです。ですから、どうも今まで総務もそうなのですけれども、委託費はほとんどが随契。私は、そういうふうに感じていますが、そうではないのでしょうか。どうも随契が多いような気がして。随契が大変多いような気がするのですが、ぜひ随契を少なくしながら、いろんな総務費もよその入札なんか見ますと結構いろんな委託する案件も入札にかけているのも結構ありますので、その辺をしっかりと競争原理も出しながらやっていただければなというふうに思いますが。

それと、1点聞きたいのは、今までの私はこの新しく補選で当選させてもらっていろんな委託費をこの予算の中で見させてもらおうと、どうも委託、委託、委託、随契が多いというふうに感じますが、その辺について総務課長ちょっとご意見を聞かせていただけると。

総務課長（吉澤深雪君） 基本なり原則は、入札ということで上がっております。特に随契が多いというふうには感じておりませんので、その金額によってこれ以下は随契ということで考えております。ただ、随契といっても、見積もり合わせというものが基本でありますので、3社以上から参加してもらい、見積もり合わせを行った上で最低価格の業者と契約するということになっておりますので、基本は全て競争原理でなるべく安価に効果が上げられるように契約等を行っております。

ちょっと藤田委員の話の中で、契約で入札により請け差が出た場合についてありますが、当然請け差出たとしても、それは勝手に町でもほかの経費に回すのではなくて、まずはそれは当然議会に諮って、請け差出たのであれば減額をしますし、必要な経費、ほかのものが要ということであればそれはまた予算の議決をいただいた上で行っていくということでもありますので、お願いしたいと思います。

以上であります。

2番（藤田直一君） 今見積もり合わせというお話が出ましたが、例えば1,000万円でも1,500万円でもいろんな委託するに当たって見積もり合わせをするのと要は、では見積もり合わせは金額何百万円以上が見積もり合わせで、入札が何百万円以上が入札

で、見積もり合わせと入札の意味がこれ全然違うと思うのですけれども、どうなのですか、それ。

総務課長（吉澤深雪君） 町の財務規則で幾ら以上は指名競争入札をすると。幾ら以下であれば随意契約が可能というふうにしておりますので、あるいはほかに用意したこの関係委託の契約の性質によっては競争できないものあるいは限られてくる場合は随意契約できるというような関係あるいは緊急性、災害等に伴って緊急性を要するものについては今言ったように随意契約が可能というようなことでそういう規定を設けてしておりますので、原則はまずは入札ということでご理解願いたいのですが、以上です。

2番（藤田直一君） それは理解しています。今言う見積もり合わせというのは、今総務課長が言われる見積もり合わせを委託料もやるのだとか入札か見積もり合わせという話が今出たわけなのですけれども、見積もり合わせというものは何社かを出してください、こういうものに出してくださいという連絡をして出したものを何社かで見積もり合わせをしました。その見積もり合わせを依頼する金額の設定は幾ら以上を見積もり合わせをやるのですかということ聞いております。見積もり合わせをあると言ったからです。いや、それは入札なのだというのはわかります。見積もり合わせというものは、何を規定として見積もり合わせをやるのだということなのです。その金額の上限があって、そこからでは見積もり合わせなのですよ、それともここから下が見積もり合わせなのですということなのです。見積もり合わせという言葉なのです。入札と随意契約はわかります。

（何事か声あり）

2番（藤田直一君） 以上です。

総務課長（吉澤深雪君） ちょっと……幾ら以上ではなくて、幾ら以下だったら随意契約という規定を設けていますか。その随意契約というものは、見積もり合わせを含めているということでもあります。

（何事か声あり）

総務課長（吉澤深雪君） 工事費というような場合は、130万円以下は随意契約ができるというふうな規則になっておりますので、それに伴って随意契約。随意契約も基本的には見積もり合わせ、3社以上の業者から見積もりを徴してその最低業者と契約をするというのが基本的な考え方をお願いしています。

以上です。

2番（藤田直一君） 要は、見積もり合わせではなくて、130万円の随意契約であっても

指名を何社かにするという事なのでしょう。見積もり合わせという事どうもあれなのだけれども、要は随契であっても指名しますよと。それは、3社なのか5社なのかは別として、しますよという解釈でいいのですよね。要は、そのときに指名をするメンバーは町の規定では何社以上指名しなければならないという規定はあるのですか。随意契約、130万円以下であっても町の規定としては何社以上に指名をしなければならないという規定があるのでしょうか。

総務課長（吉澤深雪君） 規則では、複数以上から集めるということになっております。ただ、運用でできるだけ財政のほうとしては各課に依頼しているのは、3社以上から集めるようにと。ただ、それがやむを得ない場合、3社以上そろえられない場合はこれやむを得ないということでありますので、そういうふうな運用をしております。

以上でございます。

2番（藤田直一君） わかりました。ありがとうございました。3社以上ですね。ありがとうございました。

総務産経常任委員長（高取正人君） では、私からちょっと一言。

オープンカウンター方式の見積もりということで、その場合は入札の参加資格を申請していない企業でも可能というそういう今見積もり方式もあるのですが、田上町ではそういうことについて検討はしていますでしょうか。

総務課長（吉澤深雪君） 検討していません。基本は、入札参加資格ある業者から見積もりをとるということ。ただ、その契約の内容によっては、参加資格がない企業から、参加していない企業からやむを得ずとる場合もありますが、それはそういう契約の種類、内容によっては認めることがあります。

以上であります。

総務産経常任委員長（高取正人君） ありがとうございます。

4番（渡邊勝・君） 今ほど見積もり関係の話があったわけでございますけれども、見積もり合わせと随意契約ですか、その関係になると民間ではやっぱり稟議書とか伺い書とかというような状態で、例えば50万円以上であれば稟議書、30万円以上では伺い書とか、そういうような状態で必ずそういうものがルールというものは決まっているかと思っておりますので、そこらあたりがすぐ回答できるような状態にしておいていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

総務課長（吉澤深雪君） 財務規則なりで定めてあります。

以上です。

13番（関根一義君） 小・中学校の空調の関係で基本的なことですけれども、ちょっとお聞きします。よろしくお願ひします。

先ほど総務課長から説明を聞く限りにおいては、空調関係における要するに予算措置とそれから工事内容が確定していないというふうに受けとめました。そうだと思うのです。補正予算では、町としては要するに普通教室に限定した計画に基づいて予算措置についても計上しましたと。しかし、その後国からの交付金が要するに最終決定内示されてきているわけだから、それを約倍近くもふえてきているわけですから、それは確定していないというのはそのとおりだと思うのだけれども、しかればどういふふうこれから空調設備に関する財政措置等工事内容についてどのようなスケジュールで私たちに要するに提示されるのか、その考え方についてお聞かせください。

総務課長（吉澤深雪君） 実は、今教育委員会のほうでどの教室、普通教室をどの範囲まで行かうかということで今作業をしているということであります。つまり、全ての教室を申請して、それが新しく設置するものは認められた関係があるものですから、余裕のある教室も特にあえて設置もしなくてもいいような教室も要望した関係があるものですから、その部分を引き下げるといふような作業を進めていて、それについては当然学校と相談した上でどの程度やっていくということ今協議をしているといふようなことありまして、あとは特別教室おむね今認められた関係ありますので、必要のないところは省きますが、原則は必要といふことでやっていきたいといふことで、明日今の現段階での教育委員会の検討もある程度まとめたものを社文のほうに提示し、それについては社文で出してその後総務産経の皆さんのほうにも報告したいといふようなスケジュールなものですから、その辺ちょっと今質問明確にはまだ答えられないといふか、まだ方針がはっきりと固まったわけではないので、それはある程度固めた上で議決いただければその後なるべく議決後に、今その方針を詰めた関係で入札の手続なり準備していきたいといふふう考えています。以上でございます。

13番（関根一義君） かたいこと言ひますけれども、今のままでは要するに発注もできないし着手もできないわけです。かたいこと言ひます。だから、それはもう十分承知しておられると思うのだけれども、したがって要するにどの時点でそういうことを確定して議会議決を求めるといふことを聞いているわけです。今このままこの補正予算通しても、これは確定といふふうにはならないといふことです、今までの議論の過程からして。まだ要するに工事内容も精査中だといふふう言っている

わけだし、財政措置も要するに当初の計画で差し当たり要するに提示したものであって、その後国からの交付金が決定されてきたのだから、それに基づいた運用をしていくというふうになるわけだから、そのこのところをはっきりしたほうがいいと。だから、今これでもう議会議決受けたのだということにはならないということをお願いしているのだけれども、そういう見解でよろしいですかというふうに聞いているのです。

総務課長（吉澤深雪君） 私どものお願いとしてこの状態でとにかく議決をいただいて、運用しやすいようになると早く発注し、なるべく早く設置したいというのがそういうお願いで今回上げさせていただきました。特に完全に固まったわけではないのですが、なるべくこの議会中に明日なりである程度の教室設置の箇所については固めていきたいということであります。設計自体が完全にまだ終わっていないものがありますから、それはその設計を終わった段階で発注する内容なり金額なりが固まるものですから、この状態でとりあえず議決いただいた上で入札等の契約等の手続きということで考えております。

13番（関根一義君） 確認ですけれども、では明日の社文委員会までには工事計画の確定したものについては要するに提示をしますと。それに基づいて、要するに差し当たりこの予算で要するに進めさせていただきますと、こんなこと言っているわけ。

総務課長（吉澤深雪君） 整備する教室を明日にはお示ししたいということでありまして、それに基づいた内容で設計を最終的に書かせて、その設計が終わった段階で契約なりの手続、設計というかその関係で契約に向けて契約の準備も同時並行で行っていききたいということであります。最終的にその設計の関係がどこまでまとまるか、入札できるかというのは、これからもうちょっと打ち合わせなり詰めていかなければいけないと考えております。

4番（渡邊勝・君） 今ほど関根委員のほうから課長説明の関係ですけれども、話があったわけですけれども、私のほうからも。例えば明日の時点で課長、エアコンには電気とガスがあります。そういうものは、明日の時点でわかるのか、それとも来年の1月になってわかるか、そちらあたり聞かせてください。

総務課長（吉澤深雪君） ガスと電気という話がありましたが、以前に聞いている話ではガスというのはちょっと難しいかなというふうには聞いております。電気でいかにざるを得ないのだろうなど。ガスでやるとまた別のコストがかなりかかるだろうというふうな話は以前から聞いております。

4番（渡邊勝・君） 電気ということであれば、明日のまた社文の委員会で発表してい

ただくべくよろしく申し上げます。

6番(椿 一春君) エアコンの工事のことに関してのことなのですけれども、課長の答弁の中でこれから教室をもう一回見直ししてそれで必要な教室を精査し、取り下げるといふ、補助金を取り下げるといふふうな答弁で聞こえたのですが、その取り下げることによってまた今内示を受けている補助金が変わるとかというのはどのようなこと、影響あるのかどうかお聞かせください。

総務課長(吉澤深雪君) いただいた内容よりも教室を減らせば当然補助金の交付額も減ります。ただ、減りますが、当然必要以上のものを整備することは避けたいと。つまり、町の持ち出しがかかる工事費の倍、要するにそっくりまた同じ額が必要、かかるものでありますから、必要以上のものは抑えていきたいというふうにご考えております。

総務産経常任委員長(高取正人君) ほかにありませんでしょうか。

なければ、私から1件。2款総務費、1項総務管理費、10目少子化・定住化対策費ということで、今回7人分70万円の増額補正予算が組まれています。これ今年の当初予算で15件分たしかつけていたと思いますので、今まで予算の執行状況、申し込み件数について伺いたいと思います。

総務課長(吉澤深雪君) 当初見込んでいたものが平成29年度の借り入れ分が25人分で、今年度平成30年度の見込みで上げたものが10人、合わせて当初は35人で見込んでいました。今のところ平成29年度は23人、今後平成30年度のこれからの見込みが19人ということで、合わせまして42人ということで、その差7人分を今回追加お願いしたいということになります。

以上です。

総務産経常任委員長(高取正人君) ありがとうございます。

ほかに質疑のある方おられませんか。

しばらくにしてないようですので、議案第57号について質疑を終了したいと思います。

引き続きまして、議案第58号について質疑のある方おられませんか。

しばらくにしてないようですので、議案第63号について質疑のある方ご発言をお願いします。

では、しばらくにして質疑がないようですので、これから討論及び採決に移りたいと思います。

議案第52号、53号、54号について討論のある方おられませんか。

2番（藤田直一君） 私は、先ほどの総務課長のご意見の民間とのギャップについて、やっぱりそういう表現で本当に町民が納得するかということ、私はちょっと疑問がありますので、この52、53、54については私はやっぱり今回は上げるに対しては反対をしたいというふうに思います。

13番（関根一義君） まず、前段の質疑のところから入りますけれども、藤田委員の言われることもわからぬわけではありませんけれども、私の基本的な考え方を申し上げまして、藤田委員さん反対という討論されましたけれども、賛成討論にしたいと思います。

私は、人事院勧告あるいは人事委員会の勧告については、基本的には尊重すべきという立場をとっていますし、そうあらねばならないというふうに私は思います。なぜかということですが、私は公務員関係を中心とした人事院制度ができて、その人事院勧告に基づいた賃金決定がなされるという歴史的な事実があるわけです。そういう意味では、この人事院勧告については、確かに地方の特徴というものは確かにあるけれども、しかし全体的な要するに議論の中で人事院制度が設けられたというこの歴史的な事実からして、私は要するに人事院勧告については基本的に遵守すべきだというふうに私は思っております。過去の議論の段階でも私はそういう主張をしてきたことがあります。過去に、数年前になりますけれども、佐藤町長の時代ですが、そういう議論をしてきたことがあります。そういうふうに考えるべきだというふうに私は考えております。ただ、住民感情だとか住民の思いだとかということを入れていたら、この制度の抜本的な議論をもう一度し直さなければならぬだろうというふうに思っています。簡単に言えば、公務員労働者から争議権を奪った代償として人事院制度ができたわけだから、そういうことを踏まえた議論、大がかりな議論をしなければ公務員の賃金決定についてどうあるべきかという議論というものはなかなか難しいというふうに思っていますし、ですからそういう立場から私はぜひこの人事院勧告の答申については賛成をしたいと思っています。

総務産経常任委員長（高取正人君） ほかに討論のある方おられませんか。

しばらくにしてないようですので、採決に移りたいと思います。

この採決は起立採決となります。

議案第52号、53号、54号に……

（何事か声あり）

総務産経常任委員長（高取正人君） 議案第52号の採決を行います。

お諮りいたします。議案第52号に賛成の方の起立をお願いします。

(起立多数)

総務産経常任委員長（高取正人君） 起立多数と認めます。よって、議案第52号は原案のとおり決しました。

議案第53号の採決を行います。

お諮りいたします。議案第53号について賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

総務産経常任委員長（高取正人君） 賛成多数と認めます。よって議案第53号は原案のとおり決しました。

議案第54号の採決を行います。

お諮りいたします。議案第54号について賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

総務産経常任委員長（高取正人君） 起立多数と認めます。よって議案第54号は原案のとおり決しました。

続きまして、議案第55号について討論を行いたいと思います。ご意見のある方ご発言をお願いします。

しばらくにしてないようですので、討論を終結いたします。

では、議案第55号の採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

総務産経常任委員長（高取正人君） 異議なしと認めます。よって議案第55号は原案のとおり決しました。

では、議案第56号について討論に入ります。ご意見のある方ご発言をお願いします。

しばらくにしてないようですので、議案第56号の採決に移ります。

お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

総務産経常任委員長（高取正人君） 異議なしと認めます。よって議案第56号は原案のとおり決しました。

続きまして、議案第57号について討論に入ります。ご意見のある方はおられませんか。

(なしの声あり)

総務産経常任委員長（高取正人君） しばらくにしてないようですので、議案第57号の採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

総務産経常任委員長（高取正人君） 異議なしと認めます。よって議案第57号は原案のとおり決しました。

議案第58号について討論に入ります。ご意見のある方はおられませんか。

しばらくにしてないようですので、議案第58号の採決に移ります。

お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

総務産経常任委員長（高取正人君） 異議なしと認めます。よって議案第58号は原案のとおり決しました。

続きまして、議案第63号について討論に入ります。ご意見のある方はおられませんか。

しばらくにしてないようですので、採決に移りたいと思います。

お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

総務産経常任委員長（高取正人君） 異議なしと認めます。よって議案第63号は原案のとおり決しました。

以上をもちまして議案第52号から議案第63号について付託されました議案の審査は終了しました。

執行側ご苦労さまでした。

続きまして、請願の審査があるのですが、ここで休憩を挟みますか。

（何事か声あり）

総務産経常任委員長（高取正人君） では、暫時休憩で、11時20分から再開します。

午前11時06分 休 憩

午前11時20分 再 開

総務産経常任委員長（高取正人君） では、休憩前に引き続き委員会を再開したいと思います。

続きまして、請願第2号を議題とします。

この件につきましては、渡邊議員が紹介議員となっていますので、説明をお願い

します。

4番（渡邊勝・君） 今ほど説明がありましたように、核兵器禁止条約への調印を求める意見書提出に関する請願でございます。

請願者は、斎藤勲（田上町原水禁代表）。紹介議員は、川崎昭夫、高橋秀晶、そして渡邊でございます。

田上町は平成7年6月に「田上町平和宣言」をおこなっており、また平成21年6月議会では発議で「核兵器廃絶・平和宣言に関する決議」が全会一致で可決しています。このことは、議会、執行、町民の総意として核兵器の廃絶と平和を希求してきたものといえます。

そして昨年（2017年）7月のニューヨーク国連総会は加盟193ヶ国の3分の2にあたる122ヶ国の賛成で核兵器の開発、貯蔵、使用を禁じる核兵器禁止条約を採択しました。国際条約という形で核兵器を禁止することは初めてですが、世界の核廃絶に向け画期的なことと高く評価されました。続いて昨年12月には国際NGOのICANがノーベル平和賞を受賞しました。わが国の被爆者たちの永年の活動の積み重ねが国際的な評価を得て理解を広げてきた結果でした。

他方で米国をはじめとする世界の核保有国と「核の傘」によって自国の安全保障を保持するとしている国が採択に反対しました。日本政府は核保有国と非核保有国の「橋渡し役」を自認していますが、「条約は双方の亀裂を深める」との理由で反対しました。

核兵器の非人道性を身をもって体験している日本の果たすべき役割が国際的に極めて大きいことをあらためて認識し直す必要があります。核兵器の拡散を防止し、削減から核廃絶までの道のりは人類が生きるための唯一の道であり、国際的にも大きな流れになっています。

新潟県内では新潟市議会が昨年の12月議会で全会一致の採択を行い、続いて各市町村議会でも採択されており、11月末現在では19市町村議会で採択されています。

このような状況に鑑み当議会でも請願の趣旨をご理解頂き、地方自治法第99条の規定により、日本政府宛てに下記事項の実施を求める意見書の提出を行うよう請願します。

請願事項といたしまして、1、日本政府は核兵器禁止条約を速やかに調印すること。

2、それまでの間はオブザーバーとして締約国会合に参加すること。ということで、以上でございます。

一応皆さんのお手元のほうに4団体の共同代表ということで紙を配らせていただきました。ちなみに、新潟県19自治体ということでございますけれども、一応市議会では新潟、長岡、上越、新発田、佐渡、小千谷、五泉、三条、村上、胎内、魚沼、南魚沼、妙高、町では阿賀町、津南町、聖籠町、湯沢町、村では粟島浦村、関川村というような状態で一応採択されております。

以上です。

総務産経常任委員長（高取正人君） 説明が終わりました。

ただいまの説明のありました請願第2号について質疑に入ります。ご質疑のある方はご発言をお願いします。

（何事か声あり）

総務産経常任委員長（高取正人君） ほかにありませんか。

しばらくにしてないようですので、請願第2号に対する質疑は終了します。

これより討論及び採決を行います。

請願第2号について討論に入ります。ご意見のある方ご発言をお願いします。

しばらくにしてないようですので、請願第2号に対する採決を行います。

（何事か声あり）

総務産経常任委員長（高取正人君） お諮りします。

本請願を採択することにご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

総務産経常任委員長（高取正人君） 異議なしと認めます。よって、請願第2号は採択するものと決しました。

暫時休憩します。

午前11時27分 休 憩

午前11時27分 再 開

総務産経常任委員長（高取正人君） では、再開します。

お手元に配られました核兵器禁止条約の調印を求める意見書（案）について読み上げます。

核兵器禁止条約の調印を求める意見書（案）

広島と長崎にアメリカの原子爆弾が投下されてから72年を経た昨年7月7日、核兵器禁止条約が採択されました。

条約は、核兵器は破壊的な結末をもたらす非人道的な兵器であり、国連憲章、国

際法（国際人道法、国際人権法）に反するものであると断罪しました。

条約は、開発、生産、実験、製造、取得、保有、貯蔵、使用とその威嚇に至るまで、核兵器にかかわるあらゆる活動を禁止するものとなっています。

また条約は、核保有国の条約への参加の道を規定することなど核兵器完全廃絶への枠組みを示しています。同時に、被爆者や核実験被害者への援助を行なう責任も明記され、被爆国、被害国の国民の切望に応えるものとなっています。

このように、核兵器禁止条約は、被爆者とともにわれわれ国民が長年にわたり熱望してきた核兵器完全廃絶につながる画期的な内容です。広島と長崎への原爆投下に見られる核の惨禍を体験し、その経験から戦争放棄を定めた憲法を持つ日本は、核兵器使用の禁止に賛同し、推進の先頭に立つことが強く求められます。

よって、本町議会は、国に対し下記の事項の実施を求めます。

記

- 1、日本国政府は核兵器禁止条約を速やかに調印すること。
- 2、それまでの間は、オブザーバーとして締約国会合等に参加すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

新潟県南蒲原郡田上町議会。

提出先は、内閣総理大臣及び外務大臣です。

以上です。

意見書についてご意見のある方、ご質疑のある方おられませんか。

しばらくにしてないようですので、この意見書について採決を行います。

お諮りします。本意見書を原案のとおり決することにご異議のある方はおられませんか。

（異議なしの声あり）

総務産経常任委員長（高取正人君） 異議なしと認めます。よって、この意見書は原案のとおり決しました。

以上をもちまして本委員会を終了したいと思います。

ご疲れさまでした。

午前11時31分 閉会

田上町議会委員会条例第27条の規定により、ここに署名する。

平成30年12月11日

総務産経常任委員長 高 取 正 人